

不利益処分の処分基準

処 分 名	土地区画整理事業施行地区内における建築物の移転又は除却費用の徴収		
根拠法令及び条項	土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 78 条第 2 項		
所 管 部 課 名	都市計画部 区画整理課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第 94 条 ・多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例(平成 11 年条例第 38 号)第 6 章 	
	基 準	先例がない(施行者が移転、除却をすることを想定していない)ため処分基準は策定していない。	
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考	社団法人日本土地区画整理協会発行「土地区画整理事業移転補償実務マニュアル」第 4 編		